

群馬県外来対応医療機関確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 群馬県外来対応医療機関確保事業補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び地域医療提供体制を確保することを目的とする。

(定義)

第3 この要綱において、「外来対応医療機関」とは「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」に基づく発熱患者等の診療を行う医療機関をいう。

(補助事業及び補助事業者)

第4 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる次の初度設備等を整備する事業とする。

- (1) 患者案内のための看板の設置
- (2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修
- (3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕
- (4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入
- (5) 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入
- (6) その他外来対応医療機関の新設に伴い必要となる事業

2 前項の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査外来）の指定を受け、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関として発熱患者等の診療に対応する保険医療機関とする。

3 補助事業者は、自己又は団体等の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算定方法)

第5 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更は除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合には、様式第4号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第5号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月10日までに知事に報告しなければならない。
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助事業等が完了、又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (10) その他、知事が必要と認める条件

(交付申請)

第7 この補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号に関係書類を添えて、別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、様式第2号に関係書類を添えて別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第9 知事は、第7及び第8の規定による交付の申請に基づき、当該申請に係る書類の審査等により、この補助金を交付すべきもの又は変更して交付すべきものと認めるときは、交付の決定又は変更の交付の決定をするものとする。

(交付対象事業の着手)

- 第10 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、様式第6号をあらかじめ提出するものとする。

(実績報告)

- 第11 事業に係る事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1月を経過した日（第6（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は別に知事が定める日のいずれか早い日までに様式第3号に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び精算)

- 第12 知事は、第11の規定の報告を受けたときは、関係書類の審査、現地調査等により、当該報告に係る補助事業の実施結果が、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。
- 2 確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は、確定額を超える部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第13 知事は、規則第13条第1項及び第2項に規定するもののほか、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第7条の規定に抵触するとき。
- (3) その他、規則に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第14 補助事業者は、補助金の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに係る補助金を知事の定める期間内に返還しなければならない。

(雑則)

- 第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費
1施設当たり 500,000 円	外来対応医療機関の初度設備等の整備に必要な需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費